

議 事 録

会議の名称	平成29年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年3月27日（月） 午後2時から 午後3時35分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第12号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第13号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第15号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について 6 報告第9号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について 7 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について 8 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 9 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 10 報告第13号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第3回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第3回総会 その他連絡事項 3 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 4 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
主 管 課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容

事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>皆さん、こんにちは。お寒い中、ご苦労さまです。</p> <p>これより、平成29年第3回農業委員会総会を開催いたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さん、こんにちは。昨日、本日と冬に逆戻りしまして、この辺りは雪があまり降らなかったもので、良かったと思いますが、周りは雪が降っております。聞くところによりますと、那須の辺りでは、雪崩で高校生が何人かお亡くなりになっているとのことなので、お気の毒なことと存じます。</p> <p>また、3月15日には児玉地方農業委員会連絡協議会職員研修会に皆さんお忙しい中、大勢の方にご参加していただき、ありがとうございました。</p> <p>本日の総会后、市長との懇談会において話が出ると思いますが、新農業委員会制度へ移行するためには、何度となく協議した方が、私自身も含めて、地元に戻って皆さんが説明しやすいのではないかと思います。皆さんの協議により、新制度移行に関する下地はできております。本日は、市長と意見交換いただきながら、新制度移行のより良い方法を探れたらと考えております。また、今日も様々な総会議案がございます。皆さまの慎重審議をお願いいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしく願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、11番奥原委員及び34番関根道夫委員より、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中34名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、22番小暮委員と23番小山委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第11号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第11号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第11号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件で、賃貸借による賃借権設定2件、そのうち地上権の設定が1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、整理番号2の渡人及び申請地が同一であり、関連があることから、整理番号1及び2を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び2を一括して説明いたします。2ページをご覧ください。まず、概略説明をいたします。この3条許可申請の2件と後ほど第14号議案において説明いたします5条許可申請の整理番号3が1セットの許可申請の案件となっております。これらの許可申請は、整理番号1及び2の渡人所有の児玉町秋山地内の畑1筆、記載のとおり面積において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながら、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。担当委員は、2件とも福田委員でございます。</p> <p>まず、整理番号1について、説明します。こちらは、パネルの下部で営</p>

	<p>農される権利の設定でして、受人の住所氏名は記載のとおりです。賃貸借による賃借権設定でございます。経営状況は、記載のとおりです。</p> <p>次に、整理番号2については、パネルを設置するための賃貸借による地上権の賃借権設定でございます。受人の住所氏名は記載のとおりです。</p> <p>営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取り扱いについては、農林水産省経営局農地政策課長通知によりまして、5条許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされ、5条許可と同日付で3条許可を行うこととされております。整理番号1の受人所有農地の調査については、受人住所の農業委員会に調査依頼し、経営状況欄記載の面積すべてにおいて耕作しているとの回答がございました。そのほか書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。次に、整理番号2については、地上権の賃借権設定ですので、農地法第3条第2項但書きの規定により、同項の許可判断要件を備える必要はなく、権利が設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。この周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかの判断については、5条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りることになります。これらを含めまして、書類審査を事務局において実施しましたところ、許可すべきものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1及び2について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	32番福田です。報告いたします。整理番号1・2につきましては、平成28年第9回総会に申請がございまして、営農型太陽光発電施設の再申請であります。今回は、支柱の高さ等の問題がありまして、取下げとなりました。申し訳ございませんが、再度、事務局より支柱の問題や農地において生産される農作物、また受人が山梨県と東京都にある会社ですので、そのような関係の説明を受けた後に、本市では営農型太陽光発電が初めてのことでございますので、皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	事務局が説明した後、皆さんからご質問がありましたら、お受けすることといたします。では、事務局より説明をお願いいたします。
中村主査	事務局中村です。よろしくをお願いいたします。受人が生産する農作物につきましては、薬草のハーブを栽培する内容が申請書に記載してございます。受人の所在地につきましては、議案書の記載のとおりでございますが、

	耕作の拠点となる事務所につきましては、本庄市西富田地内に週3回、事務所職員が勤務する予定でございます。営農環境についてですが、職員は、〇〇〇〇〇〇〇の自宅より1.1kmかけて事務所へ通勤し、事務所から8.5km離れた距離に申請地があることから、営農できる環境にあると判断しております。なお、支柱の高さについてですが、最低地上高が1.8mであり、最高地上高が3mでございます。以上です。
議長	ただいま、事務局より補足説明がありました。この件につきまして、皆さまより、ご質問がありましたらお願いいたします。
間正委員	35番間正です。ハーブ栽培については、よく分かりませんが、これだけの面積を人力のみで耕すことはできないと思います。おそらくトラクターを入れて耕運しなければ、ハーブ栽培ができないのだと思います。この場所は、除草してある場所であると聞いておりますが、草の根はそのままにしてある状態だと思いますので、耕さないでハーブ栽培ができないと思います。耕運時の支柱の高さが1.8mでは、トラクターの耕運作業がやり辛いのではないかと思います。
福田委員	32番福田です。現場確認したところ、草はきれいに刈ってあり、一度トラクターで耕運すれば、直ちに耕作できる状態になっておりました。栽培する前に耕運すれば営農できる状況です。
議長	皆さんご存知のとおり、隣の美里町は、営農型太陽光発電施設用地で櫛を栽培しており、実際に3年以上経って更新を許可しております。受人の農作業の機械は何を使用するのか、事務局の説明を求めます。
中村主査	事務局中村です。トラクター、耕運機、草刈機を各1台ずつ用意する申請内容です。
金井裕委員	12番金井裕です。以前の説明では支柱の高さは2m以上でないといけないと伺っておりましたが、1.8mでも問題ないのでしょうか。
中西局長補佐	事務局中西です。金井裕委員の質問にお答えします。農林省の通達によると概ね2mとなっております。県に確認したところ、概ね2mということは、1割程度の増減は許容範囲であり、支柱の高さが1.8mでも可能であるとお答えをいただいております。以上です。
塩原委員	15番塩原です。賃借権の設定の仕方についてですが、整理番号1と2で両方に同じ面積で賃借権を設定することと地上権の賃借権を設定することが申請されており、重なっているように思えますが、このようなやり方で良いのかということと、地上権を設定するということは登記をするということになるのですか。
議長	ハーブを栽培する人と売電する人が別なので、別々権利を設定する必要

	があります。また、地上権賃借権を設定するという事は登記することになります。
間正委員	35番間正です。渡人のことを考えますと、契約書の中身を知りたいのですが、例えば、次の更新時に耕作をしていないので許可できない話になった場合、上ものを置いて行かれてしまうと困るのは渡人ですので、そのあたりの契約は、どのようになっておりますか。
議長	事務局、契約内容を分かる範囲で説明してください。
中西局長補佐	ただ今の質問にお答えします。5条の土地契約書の中に、第7条使用目的の不成立という項目がございます、本契約の契約後3年以内に太陽光発電設備が諸事情により困難になった場合は、甲に対してその旨を通知することにより、本契約の未経過期間を解約することができるという契約になってございます。5条の申請において撤去費用を計上してございますので、許可されないときは撤去するという計画になってございます。以上です。
議長	要するに、3年後の更新時に農業委員会から撤去命令が出る場合があるので、そのために先に撤去費用を計上させておくということなのです。
間正委員	渡人の立場から考えると、置きざらしで撤退されてしまうと、一番困るのは渡人です。その辺りのことをきちんと確認して欲しいと思います。今回の許可によって、上ものが放置されたとしても、本庄市の農業委員会の責任だということにならないよう、対応してほしい。
事務局長	許可制度上は、撤去費用を計上させることによって、資力を担保しつつ、信用の確保を図りながら、許可をするということになっています。
高橋清一郎委員	21番高橋清一郎です。農業委員会がそこまで考える必要はないのではないかと思います。申請人同士の話し合いによるべきものだと思います。
議長	営農型太陽光発電については、初めは次々に許可を出しておりましたが、今の意見が県でも出てきておりました。間正委員のご指摘のように、その辺りも確認しておかなければ、貸した人が損をしたり、農地が荒れると困るので、ある程度農業委員会で確認してくださいという指導はしております。高橋清一郎委員のご指摘も理解しております。
高橋博委員	29番高橋博です。これは、本気で農業をやるかは不明なので、場合によっては、農地が雑草だらけになるかも知れませんが良いのですか。
議長	隣の美里町のようにある程度、営農型太陽光発電が順調に進んでいるのを考えますと、農業を行う計画ができてい以上は、不許可にはできないのだと思います。高橋委員の心配のご指摘も理解しております。
武政委員	19番武政です。心配といっても、農林水産省が指定した申請方法に基

	づいて行われたのであれば、それを不許可にするというのもおかしいことです。
清水会長代理	14番清水です。これは一時転用で3年ですから、3年で農地を荒らしてしまえば、その時に許可を取り消せばいいのではないですか。
武政委員	そうですね。その方が良いです。そうしないといつまで経っても、議論が前に進みません。
間正委員	了解します。
議長	皆さん意見が出揃ったようですがよろしいですか。 (はい、の声) それでは、お諮りいたします。事務局の説明のとおり整理番号1及び2の許可については、営農型太陽光発電整備の農地転用許可と同時にを行うこととなっておりますので、第14号議案農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、整理番号3の許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限って同日付で許可することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第11号議案については、原案のとおり決定いたしました。しかしながら、5条許可申請が不許可となった場合は、この3条許可申請2件とも、5条不許可日と同日付で不許可といたします。 次に、第12号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第12号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第12号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画内容については、4ページをご覧ください。今回の申請件数は、1件です。畑1筆の面積1,619㎡の利用権設定でございます。 次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を

	<p>行くと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>第12号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第12号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第13号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第13号議案を説明いたしますので、5ページをご覧ください。第13号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、6ページをご覧ください。申請件数は、1件です。整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、敷地拡張用地です。申請事由は、倉庫建築工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、7ページをご覧ください。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政です。報告させていただきます。4-1の地図をご覧ください</p>

	<p>い。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の端でございます。現況は、建物が建って、庭もあり、農地とは言えない状況です。事務局も、確認していることと思いますが、早く宅地にしてもらったほうが良いと思います。申請人は、現在、病気療養中です。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第14号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第14号議案を説明いたしますので、8ページをご覧ください。第14号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、9ページ及び10ページをご覧ください。申請件数は、15件で、所有権移転9件、賃貸借権3件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、</p>

	ないものと思われます。本案件は、2月総会時に提案され、保留となったものです。5条担当者から申請者代理人に総会時での指摘事項を指導しましたところ、資材置場に対する保安上の対策計画書が提出されました。その内容としては、既存のスチール製フェンスをそのまま使用するなど、指摘事項を満足するものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政です。報告させていただきます。これは、前回、保留された案件です。調査しましたところ、この受人は、電気関係の仕事に50年程励んでおるようです。5-1の地図をご覧ください。申請地は、2筆です。形が悪く、低地になっております。申請地の脇の受人が購入するのですが、申請地を埋土して資材置場にすれば、非常にきれいになり、環境が良くなると思います。皆さまのご審議よろしく申し上げます。
議長	整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。高橋清一郎委員、お願いします。
高橋清一郎委員	21番高橋清一郎です。前回の総会時に指摘された事項について、その改善内容を事務局に説明していただきたい。
議長	事務局より説明願います。
中西局長補佐	ただ今のご質問にお答えいたします。外部から進入できないように既存のスチール製の仕切り及び門扉等を利用するとのことです。また、進入防止の立札等を設置すると聞いてございます。許可になりましたら、その対応を実施していただく計画が出ておりますので、よろしく申し上げます。
間正委員	35番間正です。確認させてください。柵をするということよろしいですか。
中西局長補佐	既存の柵も利用して、進入防止を図るということでございます。
議長	皆さん、よろしいですか。 (はい、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑2筆、

	<p>面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-2については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政です。報告させていただきます。5-2の地図をご覧ください。ここは住宅専用地域であり、資材置場にすることです。皆さまのご審議よろしくお願ひします。
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。9ページをご覧ください。こちらが、第11号議案の整理番号1及び2と1セットの許可申請でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は、記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。営農型一時転用として、転用期間は3年で、支柱525本分の総面積によるものです。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありませんが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないよう一時転用許可を行う場合には、処理基準及び運</p>

	<p>用通知の定めによるほか、次の6点を確認することにより、一時転用が許可されることとなっております。</p> <p>1として、転用期間が3年以内で、下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること。2として、簡易な構造で容易に撤去できる支柱とし、面積が必要最小限であること。3として、下部農地の適切な営農が確実で、パネルの角度等が適切な設計となっていること。また、最低地上高がおおむね2メートル確保され、農作物の栽培において農業者が立って農作業が行えることや農業機械の利用が可能となること。4として、当該農地の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。5として、支柱を含めて太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があること。6として、電気事業者と転用事業者が電力系統の連係に係る契約を締結する見込みがあること。となっております。本案件は、これらの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件をすべてを満たしているものと思われ、そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査しましたが、不許可相当に該当する項目は、ないものと思われ。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、福田委員より報告をお願いいたします。
福田委員	32番福田です。先ほど11号議案で審議していただいた内容と関連しております。13ページの5-3の地図をご覧ください。申請地の東側に水路がございます、水路の幅は約2m深さは1.2m位です。水路より約2.5m高い場所に申請地はあります。水路の東側は田んぼがあります。申請地の北側は露地栽培で殆どブロッコリーが栽培されておりました。申請地の西側は山際となっており、荒地の状況です。申請地は、きれいに草が刈ってありまして、トラクターで1、2度耕運すれば、直ちに耕作できる状態になっておりました。周辺には影響がないと思われ。皆さまの慎重審議、よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。
亀田委員	20番亀田です。第11号議案の説明の時に整理番号2の方では賃借権設定(地上権)ということになっているのですが、5条の申請ですと、賃借権設定となっており、この関連性はどうなっているのでしょうか。
議長	事務局より説明願います。
中西局長補佐	事務局中西です。5条申請では、土地所有者から受人が賃貸借する権利設定です。

亀田委員	地上権の設定というのは、工作物や建築物をつくるために管理設定するというのが本来の姿だと思いますが、3条の案件では、地上権の考え方は必要ないのだと思います。5条で工作物を設置するので地上権を設定するという考え方が初めて出て来ると思います。3条に地上権があつて5条に地上権がないという議案はおかしいと私は思うのですが、いかがですか。
中西局長補佐	農林水産省の通知にそのように記載されておりますので、そのとおり処理しております。以上です。
亀田委員	農林水産省の指導は、3条で地上権を設定して5条では地上権を設定しなくていいということなのですか。
中西局長補佐	5条で許可をする時に3条で地上権を設定することが条件であるという通知が来ております。
亀田委員	3条で地上権を設定して、5条でも地上権を設定するということが伴っていないとおかしいのではないですか。
事務局長	セットの議案になっているということです。
亀田委員	そうすると、5条でも賃借権（地上権）となっていないとつじつまが合わないです。
事務局長	5条では、1本1本の支柱の面積を農地から外して一時転用するということです。その合計が、16,485㎡でそれに対する賃借権を受人と渡人でとり交わすということです。
清水会長代理	5条で地上権の権利をつけると厄介です。一時転用で3年でなくなれば、当然3条の地上権もなくなるという位置付けなのでそういうことだと思います。
亀田委員	3条で地上権を設定するという意味が分からないのです。
武政委員	他の市町村はこのやり方でやっている訳ですよ。
議長	そうです。
武政委員	このやり方で仕方ないのではないのでしょうか。
議長	3年経った後で、おかしければ指摘でき、また見直しも入るかも知れません。この場合、申請書等が法定要件を具備している以上は、不許可にはできないと思います。
間正委員	35番間正です。ハーブの栽培面積は、申請地の面積から支柱の部分を差引いた面積がそれにあたるものと思います。受人の賃貸借面積は、1,348㎡ではなくなるはずですが。許可申請書は、セットで提出していますので、あまり細かい話はしたくありませんが、実質的に言えば、3条は支柱の面積で減った分を借りるわけだと思います。
議長	そのとおりです。でも、そこまではどうでしょうか。皆さんよろしいで

	<p>すか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、社員寮用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-4については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政です。報告させていただきます。5-4の地図をご覧ください。受人は、社員寮を建築し、経営規模を拡大したいとのことです。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担</p>

	<p>当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-5については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。
高橋清一郎委員	21番高橋清一郎です。説明させていただきます。申請地は、土地区画整理地内にあります。建売分譲住宅用地としての転用申請ですが、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、細野林之助委員の報告をお願いいたします。
細野林之助委員	10番細野林之助です。5-6の地図をご覧ください。申請地の北は、太陽光発電施設が多くあります。太陽光発電施設用地としての転用ですが、皆さまのご審議よろしくお願ひします。

議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。9ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年1月26日付けで農振農用地区域から除外されております。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、関根延一委員の報告をお願いいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。報告致します。5-7の地図をご覧ください。申請地は、入浅見の南西方向にあり、〇〇〇〇〇〇から約350mの地点です。渡人と受人は、親子関係です。息子が親から土地を借りて、住宅を建築する計画です。なお、この農地は、土地改良区にありましたが、本年1月に除外されております。申請地の南側50m位に、住宅もござい。皆さまの審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野俊文委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、細野俊文委員の報告をお願いいたします。</p>
細野俊文委員	<p>13番細野俊文です。渡人に対して、受人は甥であります。申請地は、5-8の地図をご覧ください。場所は、病院の駐車場と一般住宅に隣接しています。自己用住宅用地としての転用ですが、皆さまのご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>整理番号8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-9については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第</p>

	<p>3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。申請地は、用途地域内にあります。現地調査いたしましたところ、草が多く、荒れており、これを太陽光発電施設用地にすればきれいになり、何ら問題ない場所だと思います。皆さまのご審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-10については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。20ページの5-10の地図をご覧ください。ここも、用途地域内にあります。皆さまのご審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-11については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。これも、土地区画整理地内にございまして、受入・渡人ともに問題ございません。皆さまのご審議、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号12について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号12を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、長沼委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-12については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用</p>

	<p>は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号12について、長沼委員の報告をお願いいたします。</p>
長沼委員	<p>8番長沼です。5-12の地図をご覧ください。受人は、渡人の孫です。受人は会社員ですが、社宅の期限が切れる前に自分の住宅を建てたいということで、祖母の土地を借りての申請です。皆さまの審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号12について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号12の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号13について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号13を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、清水会長代理でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-13については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号13について、清水会長代理の報告をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。説明させていただきます。5-13の地図をご覧ください。受人と渡人の関係は、母と息子です。息子が外に出ているのですが、実家に戻って家を造るということです。母の夫は、養子です。庭だと思っていた場所が畑であったので、私に相談に来られたのですが、現地調</p>

	<p>査をしましたところ、芝生と植木がありました。悪質なものではないのですが、必要であれば始末書を書くように伝えてあります。皆さまの審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号13について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号13の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号14について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号14を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田稔委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-14については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号14について、池田稔委員の報告をお願いいたします。</p>
池田稔委員	<p>26番池田です。5-14の地図をご覧ください。申請地は、車で入りづらいところにあり、現在畑として使用されておりましたが、周りの桑の木を切りつつあって準備がすすめられて、きれいになるのではないかと思います。皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号14について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号14の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	次に、整理番号15について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	<p>整理番号15を説明いたします。10ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-15については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号15について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	3番宮部です。5-15の地図をご覧ください。申請地のすぐ北側は山です。太陽光発電施設としての転用ですが、周りに悪影響を及ぼすものはないと思われます。皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。
議長	<p>整理番号15について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号15の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第15号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動についてを上程いたします。事務局より説明願ひます。</p>
事務局長	第15号議案を説明いたしますので、本日、お手元に配付しました両面刷りA4横置き1枚ものをご覧ください。第15号議案本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、人事異動通知書を発令したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市農業委員会事務局職員を次のとおり任命するものでございます。本日提出、会長。1の氏名等及び2の発令日を合わせまして説明いたしますので、裏面をご覧ください。まず、上の表ですが、こちらは、

	<p>旧所属基準つまり現在の任命状況が基準になり、職名、氏名及び発令内容を記載しております。該当者は1名です。局長補佐兼農地係長の中西補佐につきましては、退職の発令となりまして、発令日は平成29年3月31日になります。次に、下の表ですが、新所属基準のものになります。こちらは、平成29年4月1日の発令になりまして、中西補佐の後任として、保健部健康推進課の高山主査が昇格しまして、局長補佐兼農地係長の発令でございます。次に、新制度移行による業務量の増加等に対応するため、1名の増員をお願いするものです。現所属欄には、再任用とありますが、現在、福祉部子育て支援課の津久井課長が一旦、退職し、再任用職員として勤務を予定するものです。発令内容は、専門員（フルタイム）でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第15号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第15号議案については、原案のとおり任命することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第15号議案については、原案のとおり任命することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第9号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第9号を説明いたしますので、26ページをご覧ください。報告第9号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、27ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。農地売買等事業等の実施により農地を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第10号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第10号を説明いたしますので、28ページをご覧ください。報告第10号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3</p>

	<p>の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第11号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第11号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。報告第11号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。農地の一部に農業用施設を建築する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第12号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第12号を説明いたしますので、32ページをご覧ください。報告第12号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページ及び34ページをご覧ください。専決処分件数は、15件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第13号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第13号を説明いたしますので、35ページをご覧ください。報告第13号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出 会長。</p>

	<p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が36ページから38ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで、第15号議案の議決により、本年3月31日をもって退職することになりました 中西局長補佐より、あいさつをお願いします。</p>
中西局長補佐	<p>失礼いたします。農業委員会事務局に着任し、3年になりますが、皆さまには大変お世話になりました。大変、感謝しております。退職後につきましては、一市民として農業に勤しむ所存でございますので、何卒よろしく願いいたします。大変ありがとうございました。</p> <p>(拍手)</p>
議長	<p>私より中西補佐にお礼の挨拶をさせていただきます。中西補佐には、3年という期間でしたが、事務局職員として、また局長補佐として、会長をきめ細かくサポートいただきました。昨年の4月からは、4・5条の3反を超えるものについては、埼玉県農林振興センター職員の説明から市町村農業委員会事務局職員の説明に変更となり、本庄市は中西補佐に説明いただきました。埼玉県常設審議委員会の会長として、私が議長をするわけですけれども、市や町職員の説明になったらどうだろうと一時は心配しました。しかしながら、児玉郡市においては、児玉総合支所等で事前研修会を実施し、本当に真面目に取り組んでいただいたおかげで、何の疑義も出ずにスムーズに審議会が進みました。この点についても、重ねてお礼申し上げます。今、聞くところによると、農業に勤しむとのことですが、身内で一生懸命農業をやっている人がいるので、そこの手伝いをしなければなら</p>

	<p>ないので、今度は皆と同じだということをお伝えしたいと思います。私は、これから良い仲間として、就農したので良かったと思っております。これからも身体にご自愛なされまして、頑張ってくださいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他連絡事項を説明いたします。A 4 1枚ものペーパーをご覧ください。本日は、4点ございます。まず1点目ですが、4月総会の開催予定です。4月25日（火）午後3時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。平成29年度全国情報会議についてでございます。4月12日（水）午後1時から、東京都文京区の椿山荘で行われ、優秀農業委員会として表彰されるため、招待されております。これは、全国農業新聞の普及推進に多大なる貢献をしたとのことによる表彰になります。出席予定者ですが、会長は所用がありまして出席できませんので、清水会長代理・井上会長代理・小暮部会長・武政部会長・事務局長の5名で出席いたします。</p> <p>次に、3点目です。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてです。左にホチキス止めをした10枚もの位のペーパーになります。こちらが今申し上げました、点検・評価(案)と活動計画(案)になります。事務局が別紙資料のとおり案を作成しました。本日は、説明を割愛しますが、ご自宅でご確認いただき、お気づきの点がありましたら、3月31日（金）までに事務局へ連絡を頂けたらと思います。農業委員さんの意見を踏まえまして、4月3日（月）から1ヶ月間、本庄市のホームページで公表しまして、市民等からの意見を求める予定でございます。</p> <p>次に、4点目です。その他として、田端会長の4月総会までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>ないようですので、これでその他連絡事項を終了したいと思います。</p> <p>最後に、閉会の言葉を清水会長代理からお願いしたいと思います。</p>
清水会長代理	<p>本日はご苦勞様でした。この後、休憩を挟んで市長との懇談会が予定されておりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>

	これにて、平成29年第3回農業委員会総会を閉会いたします。
--	-------------------------------

平成29年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年3月27日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時35分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	○
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	○
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	欠席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	欠席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	中西 稔彦
主査	中村 真敏

書記

主査 中村 真敏